

人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備が求められています。

このような中、国においては、平成 29 年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正され、地域福祉計画が、福祉各分野における共通事項を定める、上位計画として位置付けられました。本市においても、「第4次八尾市地域福祉計画」に本市の「地域共生社会」の実現にむけた体制を位置づけ、本市の福祉分野の各計画を包含する上位計画として令和3年3月に策定いたしました。

## 計画の基本理念と基本目標

### ■ 基本理念

『誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち ～おせっかい 日本一～』の実現をめざす。

### ■ 基本目標

『① 身近な地域でつながり支え合う基盤づくり ② 多様な主体の参加支援と連携・協働の推進 ③ 身近な地域で支援が届くしくみづくり』の3つを定めている。

## 計画の位置付け・計画期間

### ■ 位置付け

- ・社会福祉法第107条の規定による市町村地域福祉計画
- ・地域において福祉各分野が共通して取り組むべき事項などを記載し、福祉分野の上位計画として定める。
- ・福祉以外の計画との一体的展開や連携

### 地域福祉計画の基本理念部分 >>> 社会福祉審議会本審の所掌事項

### ■ 計画期間 令和3年度～令和10年度(8年間)

※計画期間の中間年である令和6年度に、前期実行計画の推進状況、社会情勢やニーズ、各種法制度等の変化を踏まえ、総合的に評価を行い、計画の変更の必要性等も含めた見直しについて検討を行う予定です。

#### 体系図に係る補足事項

- ① 地域福祉計画【基本計画】 ※社会福祉審議会本審の所掌事項  
地域共生社会の実現に向けて、福祉分野における「包括的な支援体制」の整備に取り組む。
- ② 成年後見制度利用促進計画及び生活困窮者自立支援方策  
権利擁護及び生活困窮に対する取り組みについては、基本計画の一部に盛り込み推進する。
- ③ 重層的支援体制整備事業実施計画  
地域福祉計画の目標を達成するための具体的な実施計画。
- ④ 地域福祉計画を上位計画とする各福祉分野における関連計画  
地域福祉計画【基本計画】の実施計画に相当。
- ⑤ 地域福祉計画との「一体的展開」  
地域福祉計画【基本計画】において、共有事項を盛り込む計画。
- ⑥ 地域福祉計画との「連携」  
地域福祉計画【基本計画】に共有事項は盛り込まないものの、施策展開において連携が必要な計画。

### ■ 第4次八尾市地域福祉計画と他計画との関係 <体系図>

